

# 役員選出規程

(目的)

第1条 本規程は、川西市立緑台中学校 PTA 規約第12条に基づき、運営チームの選出に関して定めることを目的とする。

(チームリーダー・サブリーダー・会計の選出及び選任)

第2条 チームリーダー、サブリーダー、会計の選出は、会員の中から立候補または推薦により候補者を選出し、総会の承認を経て選任される。

2 候補者が定員を超える場合は、協議により候補者を決定する。

3 候補者が定員に満たない場合は、同意を得た会員の中から抽選により候補者を選出する。

第3条 チームリーダー、サブリーダー、会計は、候補者の中から互選により決定する。

(監事の選出及び選任)

第4条 監事の選出は、会員の中から立候補または推薦により候補者を選出し、総会の承認を経て選任される。ただし、必要がある時は、会員以外の者から選出することを妨げない。

(顧問の選出及び選任)

第5条 顧問の選出は、学校長または役員経験者の中から選出し、総会の承認を経て選任される。

(欠員補充)

第6条 運営チームに欠員が生じ補充の必要がある場合は、運営ミーティングの承認を経て選任される。

付則

本規程は、令和3年5月〇日から施行する。